

1 目 的

- 豪雨や地震等による道路交通の途絶により孤立化するおそれのある集落については、通信手段の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一孤立化した場合には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と災害応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

【孤立化の定義】

中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地区及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

- ・ 豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
- ・ 地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など
- ・ 津波による道路構造物の損傷、流出物の堆積など
- ・ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災など

※ 道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況

2 孤立化集落対策

1 孤立化するおそれのある集落の把握

(1) 市町村

豪雨や地震等の各災害事象を想定した上で、道路交通の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、県地域振興局・支庁（建設部、農林水産部等）等防災関係機関からの意見も参考とする。

〔孤立化のおそれのある集落（例）〕

□ 道路交通の状況

- 集落につながる道路において迂回路がない。
- 集落につながる道路において落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路において、橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土石流やがけ崩れなど土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

※ 道路については、四輪自動車が通行不可能な道路とする。

〔参考〕

孤立化するおそれのある集落との通信手段への影響について

- 道路への崩土や倒木などの被災による架線の切断等によって、電話回線による通信手段が途絶する可能性が高い集落であるか否か。
- 固定電話及び携帯電話以外の多様な通信手段が確保されていない集落であるか否か。

2 孤立化の未然・事前防止対策

孤立化を未然に防止するため、市町村、県及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化の未然防止対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡体制を整備し、平常時からの情報共有や訓練に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化するおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
- ・ 集落が孤立した場合、市など公共機関による救出・救助活動が始まるまでの間、集落内の地域住民が主体となって避難生活を過ごす可能性もある。このため、集落における自主防災組織等において、平常時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む。
- ・ 集落内に学校や、警察、消防等の公共的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合は、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化するおそれのある集落の災害情報連絡員（仮称）に配備しておくなど、通信手段の多様化を図る。
- ・ 孤立化するおそれのある集落において、救出・救助活動や、食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場（「防災対応離着陸場」という）を選定・確保（校庭、空地、休耕田等の平地）し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

(2) 道路管理者（県・市町村等）

- ・ 崩土や落石等の危険性がある箇所の法面对策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。
- ・ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

(3) 通信事業者

- ・ 孤立化するおそれのある集落において、市町村等からの要請を踏まえ、固定電話を災害時優先電話として登録するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話（現状：県下 40 箇所に配備）及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。
- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内での避難

所の開設や、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の、日常生活に必要な物資を確保する。

- ・ また、孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関との連携の上、地域住民を避難させる。
- ・ その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市町村から孤立化している集落の発生情報を受けて、消防や警察、自衛隊、国等と連携を図りながら、ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や、県職員の市町村への派遣（リエゾン）等による孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて、救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する。
- ・ 孤立化の要因となっている道路等の被災状況や、地域住民の健康状態等に応じて、自衛隊への災害派遣要請や、その他防災関係機関への協力要請、県市町村間の災害時相互応援協定に基づく近隣市町村への応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) 道路管理者（県、市町村）

- ・ 道路管理者（県、市町村）は、国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。
- ・ 道路管理者（県、市町村）は、道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

(4) 通信事業者

- ・ 通信事業者は、被災による架線の切断や携帯電話基地局の被害により、通信が確保できない場合、様々な手段で応急復旧作業を速やかに実施する。
- ・ 通信事業者は、孤立化した集落との通信手段を確保するため、自社が保有している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星通信対応の特設公衆電話を開設する。
- ・ 通信事業者は、応急復旧作業が長期化する場合、自社の保有する移動型基地局（車載型基地局、船上基地局など）を活用し、孤立化した集落における通信手段の確保を図る。

(5) 警察

- ・ 警察は、孤立化した集落における地域住民の安否確認、行方不明者の捜索、救出・救助を実施するとともに、道路管理者と連携を図りながら、集落への緊急交通路の確保を図る。

(6) 自衛隊

- ・ 自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、ヘリコプターなど航空機等による被災状況の把握、孤立化した集落における地域住民の救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所等における炊飯支援や給水活動、物資の輸送等を実施する。

(7) その他防災関係機関

- ・ その他防災関係機関は、県や市町村からの協力要請があった場合、被災状況の把握、孤立化した集落からの地域住民の救出・救助、資機材の輸送等の災害応急対策の実施を図る。